

● 計画策定の主旨

(1) 人権教育・啓発に係るこれまでの取組

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を図るため、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下、「京都府行動計画」と記す）」を人権教育・啓発推進に係る基本的指針として策定し、人権教育・啓発に係る取組を積極的に推進してきました。

(2) 人権問題に係る現状

人権に関する現状を見ると、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、府民生活に関わる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められています。

(3) 人権教育・啓発推進法に基づく地方公共団体の責務

2000年（平成12年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

以下を踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても、京都府として人権教育・啓発に係る施策を、引き続き、総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づく施策として新京都府人権教育・啓発推進計画を策定しました。

● 計画の目標

目標年次：2015年（平成27年）

「京都府行動計画」の取組を継承・発展させ、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目指とし、引き続き、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めます。

● 人権教育・啓発の推進

個別の人権問題に係る現状等について常に配慮するとともに、個人の尊厳・平等といった人権の普遍性に係る意識の高揚を図るためにこれまでに実施してきた教育や啓発活動の成果も踏まえ、次に掲げることを中心に人権教育・啓発の推進を図ります。

推進の視点

- ① あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- ② 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- ⑦ 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ① 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発
- ⑦ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ① 身近な問題から考える人権教育・啓発